

平成 28 年度 鹿児島地方最低賃金審議会

第 2 回 鹿児島地方最低賃金審議会議事録

開催日時	平成 28 年 7 月 29 日 (金) 午前 10 時 00 分～午前 11 時 30 分		
開催場所	鹿児島合同庁舎 第 2 会議室		
出席者	公益代表委員 (4 名)	石塚孔信 大芝周子 田畑恒春 野平康博 (敬称略)	
	労働者代表委員 (4 名)	石田則行 大島幹敏 階元仁 新内親典 (敬称略)	
	使用者代表委員 (5 名)	井立田眞里子 岩重昌勝 内道雄 田所泰博 吉田健朗 (敬称略)	
	事務局 (5 名)	江原労働局長 吉野労働基準部長 西田賃金室長 平松賃金室長補佐 里給付調査官	
議題	<ol style="list-style-type: none"> 1 平成 28 年度 中央最低賃金審議会における目安答申伝達について 2 平成 28 年度 運営小委員会の委員の指名について 3 平成 28 年度 産業別最低賃金の改正に関する申出等について <ol style="list-style-type: none"> (1) 電子部品・デバイス・電子回路、電気機械器具、情報通信機械器具製造業 (2) 自動車(新車)小売業 (3) 百貨店、総合スーパー 4 平成 28 年度 産業別最低賃金改正の必要性の諮問について 5 平成 28 年度 運営小委員会に参加する関係労使について 6 最賃法第 25 条に基づく公示に係る意見書の取扱いについて 7 その他 		
配付資料	<ol style="list-style-type: none"> 1 平成 28 年度地域別最低賃金額改定の目安について (答申) 2 平成 28 年度中央最低賃金審議会目安小委員会資料 <ol style="list-style-type: none"> (1) 主要統計資料 (2) 最新の経済指標の動向 (3) 平成 28 年賃金改定状況調査結果 (4) 熊本地震関係資料 3 平成 28 年春季賃上げ要求・妥結状況 4 最低賃金の履行確保を主眼とする監督指導結果 (鹿児島労働局) 5 生活保護と最低賃金の比較について 6 平成 28 年度産業別最低賃金の改正に関する申出書 (取扱注意) <ol style="list-style-type: none"> (1) 電子部品・デバイス・電子回路、電気機械器具、情報通信機械器具製造業 (2) 自動車(新車)小売業 (3) 百貨店、総合スーパー 7 <ol style="list-style-type: none"> (1) 百貨店、総合スーパー最低賃金に係る適用労働者数等の再通知 (2) 第 1 回本審 資料 6 (3) の訂正 自動車(新車)小売業 8 最低賃金の抜本改善と中小企業支援の拡充を求める要請等 9 最賃法第 25 条に基づく公示に係る意見書の取扱いについて 		

○西田賃金室長

それでは、これより平成28年度第2回鹿児島地方最低賃金審議会を開催していただきますが、本日は、公益側の新納委員、労働者側の谷口委員がご欠席でございますので、

まずご報告申し上げます。

なお、議事に入ります前に報告事項がございます。

鹿児島地方最低賃金審議会運営規定第6条により、審議会は原則として公開することになっております。事務局で、本日の審議会の傍聴希望者を公示しましたところ、1名の希望者がございました。この方は、「コープ鹿児島労働組合」所属の方です。ただ今、会議室の外で待機していただいております。

公開要領によりますと、「審議会の会議の公開は、会議の傍聴を希望する者に対し、当該審議会の長が会議の傍聴を認めることにより行うものとする」とされておりますので、後ほど前回と同様に議事に入りました段階で、傍聴の諾否について、会長にご判断をお願いいたします。

報告事項は、以上でございます。

○田畑会長

おはようございます。

それでは、これから平成28年度鹿児島県地方最低賃金第2回目の審議会を開催いたします。

開会に先立ちまして、本審議会の成立について事務局から報告をお願いいたします。

○西田賃金室長

それでは、報告いたします。

審議会は、「委員の3分の2以上、または労働者を代表する委員、使用者を代表する委員及び公益を代表する委員の各3分の1以上が出席しなければ、会議を開き、議決をすることができない」と規定されておりますが、本日は、公益側委員4名、労働者側委員4名、使用側委員5名の13名の委員にご出席いただいておりますので、定足数を満たしており、本審議会は有効に成立しておりますことをご報告いたします。

○田畑会長

ありがとうございます。

本審議会は有効に成立しているということですので、これより審議を始めますが、先ほど話がありましたとおりに傍聴希望者が1名おられるということです。

審議会の公開につきましては、「会議の傍聴を希望する者に対して、当該審議会の長が会議の傍聴を認めることにより行うものとする」という規定があります。

私としましては、前回と同じように、皆さんのお手元にある議事の内容からして非公開にする理由はないと思いますので、傍聴を認めることにしたいと思いますが、よろしいですか。

(異議なし)

○田畑会長

ありがとうございます。

それでは、傍聴を認めることとしますので、傍聴希望者を入室させてください。

(傍聴者が入室)

○田畑会長

それでは、議題に入ります。

皆さんのお手元にありますように、今日の議題は、1番目から7番目まであります。順番に審議していきたいと思います。

それでは、最初の議題です。1番目、「平成28年度中央最低賃金審議会における目安答申の伝達について」です。

江原労働局長から答申の伝達をお願いいたします。

○江原労働局長

それでは、私より答申文を読み上げる形で伝達させていただきたいと思います。答申文は本日お配りしております資料番号1に添付しておりますので、ご覧いただければと思います。

伝達ということで、

「平成28年7月28日、厚生労働大臣塩崎恭久殿、中央最低賃金審議会会長仁田道夫
平成28年度地域別最低賃金額改定の目安について（答申）

平成28年6月14日に諮問のあった平成28年度地域別最低賃金額改定の目安につ

いて、下記のとおり答申する。

記

- 1 平成28年度地域別最低賃金額改定の目安については、その金額に関し意見の一致をみるに至らなかった。
- 2 地方最低賃金審議会における審議に資するため、上記目安に関する公益委員見解（別紙1）及び中央最低賃金審議会目安に関する小委員会報告（別紙2）を地方最低賃金審議会に提示するものとする。
- 3 地方最低賃金審議会の審議の結果を重大な関心を持って見守ることとし、同審議会において、別紙1の2に示されている公益委員の見解を十分参酌され、自主性を発揮されることを強く期待するものである。
- 4 政府において、中小企業・小規模事業者の生産性向上等のための支援や、取引条件の改善等に引き続き取り組むことを強く要望する。
- 5 行政機関が民間企業に委託業務を行っている場合に、年度途中の最低賃金額改定によって当該業務委託先における最低賃金の履行確保に支障が生じることがないよう、発注時における特段の配慮を要望する。」

ということでございます。

続きまして、これの裏側についていますが、別紙1の「平成28年度地域別最低賃金額改定の目安に関する公益委員見解」でございますけれども、鹿児島県に係る部分について読み上げさせていただきたいと思っております。

資料1をめぐっていただきますとついていますが、同公益委員見解1にございますように、「平成28年度地域別最低賃金額改定の引上げ額の目安は、次の表に掲げる金額とする」と述べられておりました、鹿児島県を含むDランクにつきましては21円の目安が示されているところでございます。

あわせて、本日は机上に「小委員会報告についての補足資料」という1枚紙を配付させていただいております。内容的には今申し上げました小委員会の補足について、小委員会の委員長が出した見解でございます。資料をご覧くださいと、ポイントだけ申し上げますが、二つ目の○にございますように、引上げ額の目安を示すに当たっては、従来の考え方に沿って、最低賃金法第9条第2項に規定する労働者の生計費、賃金及び通常の事業の賃金支払能力の3要素に関し、統計資料等に基づいて検討を行ったということ。それから、三つ目の○にございますが、公益委員見解の取りまとめに当たりまし

では、非正規雇用の増加傾向、正規雇用労働者と非正規雇用労働者の賃金格差といった状況も踏まえて「ニッポン一億総活躍プラン」等が取りまとめられ、これらに配慮した調査審議が求められたことについては、最低賃金法第1条の法目的にも鑑みると、何らかの対処をすることが必要であると考えて、こういった観点から審議を行ったというような補足説明がございますので、審議に当たりまして、こういう経過も参考にご審議をいただければと思っております。

私からは以上でございます。

○田畑会長

ありがとうございます。今、青いところの1枚目にあるのですけれども、中央最低賃金審議会における目安答申の伝達を受けましたが、ここで目安小委員会における労使委員見解及び公益委員見解、それから当県の生活保護費と最低賃金を比較した現状について、事務局から説明をお願いします。

○西田賃金室長

それでは、目安小委員会における労使委員見解及び公益委員見解と鹿児島県の生活保護と最低賃金との比較について説明いたします。

資料1と5を用いて説明いたしますので、まず資料1をご覧くださいと思います。

まず、資料1の本年度の中賃の審議状況について申し上げますと、6月14日に厚生労働大臣から目安審議の諮問が行われ、7月28日に答申が行われたところですが、この間に、別途、目安に関する小委員会が6月14日から7月26日までの間に計4回、開催されております。

特に、最後の第4回小委員会においては、長時間の審議を経て、小委員会報告として取りまとめが行われております。

この小委員会では、労使相互の意見の隔たりが大きく、目安を定めるに至らなかったところですが、地方最低賃金審議会における審議に資するため、昨年と同様に目安に関する公益委員見解及び目安に関する小委員会報告として、地方最低賃金審議会に提示するというところになったところでございます。

1枚めくっていただきまして、別紙1の1の表が目安額でございますが、今年度の引上げ額の目安額は、全国加重平均では、昨年を6円上回る24円という結果になってお

ります。

表にありますように、従来と同様に、全国のランクはAランクからDランクまでの四つに分けられておまして、Aランクは25円、Bランクは24円、Cランクが22円、Dランクが21円という目安額が示されております。鹿児島はDランクでございますので、目安額は21円となります。

続きまして、2項目目が目安小委員会の公益委員の見解となりますが、(1)と(2)の部分について、簡単に主な部分のみ説明させていただきます。

(1)では、「目安小委員会は、目安制度のあり方に関する全員協議会報告で合意された今後の目安審議のあり方を踏まえ、特に地方最低賃金審議会における合理的な自主性発揮が確保できるよう整備充実に努めてきた資料を基にするとともに、「ニッポン一億総活躍プラン」「経済財政運営と改革の基本方針2016」「日本再興戦略2016」に配意した調査審議が求められたことに特段の配慮をした上で、地域別最低賃金の最高額に対する最低額の比率が低下してきたこと、影響率が高まる傾向にあること等、諸般の事情を総合的に勘案して審議してきたところである。目安小委員会の公益委員としては、地方最低賃金審議会においては、地域別最低賃金の審議に際し、目安を十分に参酌することを強く期待する」と公益委員見解が記載されております。

(2)では、「生活保護水準と最低賃金との比較について乖離が生じていないことが確認され、引き続き、乖離が生じていないか確認することが適当と考えられる」と記載されております。これについては、この後、鹿児島県の現状を説明させていただきます。

続きまして、次のページの別紙2、目安に関する小委員会報告が添付されておりますが、2に労働者側の見解、3に使用者側の見解が書かれておりますので、それぞれ読み上げる形で報告いたします。

まず、労働者側見解です。

労働者側委員は、最低賃金の水準が最低賃金法第1条に規定する法の目的を満たしているかどうかという観点から議論することが必要であると述べ、賃金改定状況調査の第4表に基づく最低賃金の引上げ幅の議論のみならず、最低賃金のあるべき水準を重視した議論が必要であると主張した。

また、目安制度の目的が、地方最低賃金審議会が地域別最低賃金を決定する際の基本的事項や賃金水準の全国的整合性を図ることであること等を踏まえれば、地域間格差を拡大する目安を示すことは不適當であり、その縮減を図ることが重要であると主張した。

さらに、生産年齢人口の減少など、人口動態の変動を踏まえた上で、労働生産性を高めつつ、労働の質や量の変化に応じて最低賃金水準を上げることが重要であると主張した。

また、家族の生活に必要な賃金水準を確保するとともに、所得格差に歯どめをかける観点からは、現在の地域別最低賃金の水準は不十分であり、特に地域における労働者の生計費と賃金を重視しつつ、雇用戦略対話の全国で最低でも800円、全国平均1,000円という目標到達に向け、早期にその道筋を示す目安額とすべきであると主張した。

労働者側委員としては、上記主張が十分に考慮されずに取りまとめられた下記1の公益委員見解については、不満の意を表明したとなっております。

次に、使用者側見解ですが、使用者側委員は、我が国の景気は緩やかな回復基調にあるものの、国内総生産の約6割を占める個人消費は伸び悩むとともに、為替は円高傾向にあり、イギリスのEU離脱問題などによって世界経済の不透明感が一層増している中、テロへの世界的な不安などと相まって、日本経済の先行きに関する懸念は高まっていると主張した。

また、中小企業については、倒産件数は減少しているものの、企業数は2009年の420万から2014年には381万社に減少するなど、廃業は依然として多く、人手不足や事業継承の問題も深刻化しており、総じて厳しい経営状況にあると主張した。

また、使用者側委員としては、近年の最低賃金が、景気や経営の実態とは関係なく、いわゆる時々の事情によって、大幅な引き上げが行われ続けてきたとの認識を示し、地域別最低賃金の近傍で働く労働者が増加している中で、中小零細企業の経営体質を強化する支援策が拡充されることなく、最低賃金を大幅に上げることへの懸念を表明した。

また、「ニッポン一億総活躍プラン」における最低賃金に関する記載については、最低賃金を毎年自動的に3%上げることを意味するのではなく、名目GDP成長率が3%を下回る場合には、当該経済状況に配慮し、最低賃金の上げを抑えるものであるとの認識を示すとともに、「ニッポン一億総活躍プラン」の検討を始めた昨年秋と比べて、我が国経済の状況や中小企業を巡る経営状況が悪化している点を考慮すべきことを主張した。

使用者側委員としては、中小企業、小規模事業者全体の生産性向上が達成されておらず、政府の支援施策も不十分である中で、各種統計データに基づかずに、引上げの具体的な根拠が説明できない目安を示すことになれば、地方での審議において大きな混乱を

招くことになる」と主張した。

その上で、今年度の最低賃金の決定に当たっては、最低賃金法の原則である地域における労働者の生計費、賃金及び通常の事業の賃金支払い能力の3要素に基づき、最低賃金引上げの前提条件である名目GDP成長率、中小企業や小規模事業者の生産性向上に向けた支援の状況、取引条件の改善等に関する状況等を踏まえながら、各種統計データ、特に、中小零細企業の賃金引上げの実態を示す賃金改定状況調査結果の第4表のデータを重視した議論を行うべきであるとの主張がなされておりまして、使用者側委員についても、上記主張が十分に考慮されずに、公益委員見解が取りまとめられることについて、不満の意を表明したとなっております。

次に、4の意見の不一致のところですが、目安小委員会としては、これらの意見を踏まえ、目安を取りまとめるべく努めたところであるが、労使の意見の隔たりが大きく、遺憾ながら目安を定めるに至らなかったという経緯が記載されております。

最後に、5では、全員協議会報告で合意された今後の目安審議のあり方を踏まえ、加えて、「ニッポン一億総活躍プラン」「経済財政運営と改革の基本方針2016」及び「日本再興戦略2016」に配意し、諸般の事情を総合的に勘案し、下記1のとおり、公益委員の見解を取りまとめたものであるというのが、最初に申し上げました別紙1の公益委員見解であります。

以上で、資料1の中賃の目安答申の内容の説明は終わります。

続きまして、生活保護と最低賃金の比較について説明いたします。

この説明に当たりましては、資料5をご覧くださいと思います。

生活保護費と最低賃金の比較について説明いたしますが、この比較につきましては、データの関係上、ともに26年度のデータをもとに比較することとなっておりますので、ご了解いただきたいと思います。

まず、最低賃金との比較に用います生活保護費の算定に当たりましては、資料5の2枚目にありますように、二重線で囲ってあるところですが、生活扶助としまして、食費と個人単位の経費の1類費。これと光熱費等世帯単位の経費と冬の燃料代の冬季加算も含めました2類費、それに期末一時扶助費、さらに住宅扶助を足し上げたものを生活保護費として算定し、最低賃金と比較するというのが中賃の考え方で、当審議会も例年この考え方を採用しておりますので、今年度もこの比較方式で行っております。

それでは、資料5の1枚目により説明してまいります。

左上にローマ数字の「Ⅰ 前提」と書いてあるところですが、最低賃金と生活保護費との比較ですので、計算の前提としましては、生活保護基準の中で最も支給額の低い層の若年単身者で生活保護基準では12歳から19歳の単身世帯を用いて比較をしていくこととなります。

また、生活保護基準の共通の考え方ですが、保護基準は要保護者の年齢別、世帯構成別、所在地別などに分けまして、厚生労働大臣が定めることになっております。

具体的には、生活様式、物価の違いなどによる生活水準の差に応じて、全国の市町村を6区分の級地に分類して基準額を設定しております。これは、2番目の○の生活扶助基準額等の表の中で記載しております「1級地-1」「1級地-2」とありまして、一番右が「3級地-2」と書いてあるところとなります。おおむね大都市部が1級-1で、順に分類されております。

この資料の4枚目の級地別人口の資料を見ていただきたいと思いますが、鹿児島県の場合は、県庁所在地である鹿児島市が2級地-1、鹿屋市、薩摩川内市、霧島市など15の市が3級地-1、それ以外の市町村が3級地-2となります。

1枚戻っていただきまして、生活扶助基準額等の表の左上に第1類及び第2類費合算基準額とありますが、第1類費というのは、資料の2枚目にありますように、食費等の個人単位に消費する生活費に係る扶助となります。

また、第2類費基準額は光熱水費などに係る扶助で、第1類費と違って、世帯全体の単位で支給されるものとなりますが、この表の級地別の下の金額はこの第1類費と第2類費を合算した1人世帯の月額となります。

次に、1枚目の表の2段目、第2類費には暖房費などの冬季加算がございまして、11月から3月までの5カ月間支給されるものです。この加算は寒冷の具合などによって必要経費が異なってまいりますので、こうした事情が考慮され、都道府県を単位に6区分の地域に分類されております。

資料の3枚目の3番目の表に「冬季加算地区区分」がございまして、これを見ていただきたいと思いますが、当県は、最も支給額の低い「Ⅵ区 その他」に該当しております。

次に、1枚目の表の3段目の期末一時扶助費ですが、これは12月期に1回のみ支払われるもので、3枚目の一番下の表に記載されている金額が支払われております。

続きまして、1枚目の表の4段目の住宅扶助実績値は、26年度に1人世帯に実際に支払われた平均の実績値でございまして、

次に、県内級地別人口でございますが、資料の4枚目にありますように、平成22年国勢調査の数値をもとに、平成26年10月31日現在の市町村合併状況及び級地区分に書き直して集計をしたものです。

続きまして、生活保護費の具体的な計算方法を説明いたします。1枚目の「Ⅱ 生活保護」と書いてあるところをご覧ください。

その下に、「1 人口加重平均」と書いてありまして、(1)が生活扶助基準となっております。

まず、①の第1類費及び第2類費の合算基準額の算出方法ですが、当県が該当します級地別ごとに第1類費及び第2類費合算基準額に級地別人口を掛けまして、それぞれ足し合わせた金額を総人口で割りますと、加重平均の第1類費と第2類費の合算基準額が算出されます。これは水色の枠のところになりますが70,516円となります。

次に、②の第2類費の冬季加算ですが、11月から3月までの5カ月分の支給額になりますので、5カ月分の支給額を12カ月で割り、1カ月当たりの平均額を算出することになります。この計算方法で級地別に月平均額を算出した①と同様に加重平均した金額は、1カ月平均の冬季加算額で1,081円となります。

③の期末一時扶助費は年1回の支給ですので、1カ月当たりの平均額を計算し、加重平均した金額は水色の枠の976円となります。

以上、①から③を全て足した金額が生活扶助基準額でございます、一番下の枠の72,573円となります。

それでは、次のページをお開きください。

(2)住宅扶助実績値の計算ですが、1人世帯の鹿児島市と鹿児島市以外の鹿児島県の単身被保護者世帯に分けて計算をいたします。

住宅扶助実績値に単身被保護者世帯数をそれぞれ掛けて、足し合わせた数値を単身被保護者世帯の総数で割りまして、1世帯当たりの実績値を算出いたします。この計算で算出されました金額は緑色の枠の16,885円となります。

次に(3)ですが、前のページで算出しました生活扶助基準額72,573円と住宅扶助実績値16,885円を合計しました1カ月の生活保護費で、青枠のところになりますが89,458円となります。

続きまして、「Ⅲ 最低賃金との比較」のところですが、最低賃金から算出される1カ月の収入額が幾らかということで、平成26年の最低賃金額に基づき計算した表が、

「1 最低賃金額」と書いてある表になります。

当県の平成26年の最低賃金は678円で、1カ月の労働時間は173.8時間としております。この労働時間数173.8時間に最低賃金額678円を掛けたのが、1カ月の収入のところで、最低賃金から算出した場合の1カ月の賃金額は117,836円となります。ただ、この金額は総支給額ですので、税金とか社会保険料とかの金額を差し引かなければなりません。そこで、全国の最低賃金の一番低い金額を当てはめて計算して、1カ月の総収入から所得税、住民税、社会保険料、雇用保険料等を控除しましたいわゆる手取額を算出するための係数が枠外に記載してあります。これは26年度の月173.8時間働いた場合の係数で、0.833となっております。この係数は全国一律に使うことになっておりますので、先ほどの1カ月の収入額117,836円に係数0.833を掛けますと、98,158円となり、これが手取額となります。

以上の計算により算出されました平成26年度の生活保護の89,458円と1カ月の手取額を比較しますと、2の最低賃金額との比較の表に記載してありますとおり、1カ月8,700円、1時間当たり61円、鹿児島県の最低賃金のほうが生活保護費より高いということになります。これが当県の現状となります。

以上で説明を終わります。

○田畑会長

ありがとうございました。今、中賃の目安答申の伝達と生活保護費と最低賃金を比較した現状についての説明があったわけですが、質問、ご意見等はございませんか。これでよろしいですか。

(質疑、意見なし)

○田畑会長

よろしければ、ご質問、ご意見等がなければ、議題1の「平成28年度中央最低賃金審議会における目安答申伝達について」の目安の伝達、生活保護と最低賃金の比較に関しましてはここまでとしまして、それ以外にも資料がいっぱいあるみたいなので、資料についての説明をお願いします。

○平松室長補佐

資料の説明の時間をいただきまして、誠に恐縮でございます。私のほうからは資料の2から資料の4までを説明させていただきます。

まず、資料の2は(1)から(4)まで大きく四つに分かれてございますが、こちらについてまずご説明をいたします。

この資料の2の(1)から(4)までというのは、全て中央最低賃金審議会での目安小委員会のほうで使用されました資料でございます。

資料2の(1)は、主要統計資料でございますが、表紙の裏をご覧くださいますと目次となっております。資料の概要が記載されております。3部構成になっておりまして、Ⅰ、1ページから28ページまでが全国統計資料編、Ⅱ、29ページから35ページまでが都道府県の統計資料編、Ⅲ、36ページから43ページまでの部分が、業務統計資料編、最低賃金改正などに関する資料となっておりますので、後ほど確認いただければと思っております。

続きまして、資料2の(2)は、最新の経済指標の動向がポイントを絞って、一覧の形でまとめられております。

資料2の(3)は、平成28年度に全国で実施いたしました最低賃金に関する実態調査のうち、賃金改定状況調査の取りまとめ結果でございます。この調査の概要につきましては、2の(3)の1ページ目に記載されておるところでございますけれども、簡単に申し上げますと、昨年6月と本年6月との賃金額を比較いたしまして、どの程度、賃金改定がなされたかを調査したものになります。

調査は全国で約4,000の事業所を対象にしております。そのうち、鹿児島県の割当て分が65事業所、県庁所在の鹿児島市、それから人口5万人未満の市でございます指宿市、いちき串木野市、曾於市、合わせて四つの市の事業所を対象に調査を実施しております。

調査結果の中身でございますが、資料2の(3)を1枚おめくりいただきますと、第1表から第4表までという形でその結果が取りまとめられております。

第1表は、標題が示しておりますとおり、賃金改定実施状況別事業所の割合、第2表は事業所の平均賃金改定率、第3表が事業所の賃金引上げ率の分布の特性値、第4表が一般労働者及びパートタイム労働者の賃金上昇率となりまして、よく取り上げられるのがこの第4表でございます。ちなみに、Dランクの調査産業計、男女計の賃金上昇率は

0.9%となっております。

例年2の(1)から(3)までという形でお示ししているところでございますが、今年度は熊本地震関連資料も参考として2の(4)という形で目安小委員会に提出されておりますので、参考としておつけいたしてございます。

以上が、資料の2でございます。

続きまして、資料の大きな3に参ります。資料3は、鹿児島県雇用労政課が取りまとめた「平成28年春季賃上げ要求・妥結状況(初回集計)」、1枚目がプレス発表資料、2枚目はその統計資料となっております。

現在、県では最新版の取りまとめに入っておるようですが、最近まで公表されておられませんので、初回取りまとめてございます6月10日現在のデータをおつけしてございます。

それから、最後に資料4は、鹿児島局、当局における平成27年度、昨年度までの最低賃金の履行確保を主眼とする監督指導結果の推移でございます。

この表をごらんいただきますと、平成28年度が最終行ではないかということで、ちょっとご疑念があるかと思うのですが、鹿児島県最低賃金の改正額につきましては、この審議会で改正額をお決めいただきまして、9月以降集中的に周知、広報を行っております。その周知、広報がある程度浸透した毎年2月を中心にいたしまして、履行確保を主眼とした監督指導を行っておりますために、表で28年と書かれておりますのは、今年の2月を中心に実施した監督結果、すなわち平成27年度の監督結果ということでございます。1年ずれておりますが、ご確認をいただければと思います。

簡単ではございますが、以上で本日の各資料につきまして説明を終わらせていただきます。

○田畑会長

ありがとうございました。2の(1)から(2)、(3)、(4)まで説明があったわけですけれども、これについてのご質問等はございませんか。よろしいですか。

(質疑・意見なし)

○田畑会長

それでは、先ほど江原労働局長から目安答申の伝達があつて、事務局より生活保護費と最低賃金の比較、中賃での資料や地賃での審議の参考となる説明がありました。

これから県最賃の審議が始まるわけですが、先ほどの目安答申や今手元にあります事務局の資料などを参考にして、今年厳しいかなと思いますが、労使ともお互いの立場を理解しながら、最賃専門部会において適正、かつ公正な結論が出るように、十分な議論を尽くしていただくようお願いいたします。

また、第1回本審において決めたのですけれども、県最賃につきましては、従来どおり審議会令第6条第5項は適用せず、専門部会における審議結果を受けて、再度、本審で審議決定の上、鹿児島労働局長に対して答申を行うことが決定しておりますので、その段取りで進みたいと思います。よろしく申し上げます。

次に、議題2の「運営小委員会の委員の指名について」ですが、運営小委員会の委員につきましては、運営小委員会運営要領第3項によりますと、「小委員会は、労働者を代表する委員、使用者を代表する委員及び公益を代表する委員それぞれ3名をもって構成する。委員は、審議会の議決により会長が指名する」となっておりますので、これからそれについて審議するわけですが、先日の第1回本審では、公益委員からは石塚委員と野平委員と私、田畑が推薦されておりますことをご報告させていただきました。

使側は、岩重委員、内委員と田所委員が推薦されましたけれども、労側があの時点でまだ決まっていなかったもので、労側から発表していただきたいと思いますが、よろしいですか。

○新内委員

石田委員と大島委員と私、新内です。

○田畑会長

それでは、今、公、労、使ともに決まりましたので私のほうから指名しますが、労働者側は石田委員と大島委員と新内委員、使用者側は岩重委員と内委員と田所委員。あと、公益側は石塚委員と野平委員と私、田畑ということで、合計9名で運営小委員会を開催していきたいと思いますので、よろしくお願いいたします。

2番目の議題はこれで終わりましたので、3番目の議題は、「平成28年度産業別最

低賃金の改正に関する申出等について」なんですけれども、前回、第1回の本審で使側から意見要望が出たと思うのですが、それについて事務局側が検討したところについての説明、回答をお願いできますか。

○西田賃金室長

改正の申出状況等につきましては、この後、平松補佐から説明させていただきますが、改正の申出の説明に先立ち、私のほうから、第1回本審で出されました使用者側委員からのご意見、ご要望について、第2回本審で回答させていただくこととしておりましたので、ご回答申し上げたいと思います。

ご意見、ご要望は、「運営小委員会のオブザーバー推薦に資するため、各産別最賃の適用事業所名簿を審議会委員へ提供、公開してもらいたい」という趣旨のご意見でした。

それでは、検討結果を回答させていただきます。

開示のお求めがあった事務局で収集している産別最賃の適用事業所名などの情報につきましては、総務省所管の経済センサス、経済産業省所管の商業統計調査と、これらの統計調査を補充する鹿児島労働局実施の実態調査の調査結果から得ているところです。

これらの経済センサス、商業統計調査は、統計調査について正確な報告を確保するため、統計法で統計作成以外には利用することは禁止されておりまして、また、当局の実態調査に係る事業所情報も該当する事業所から利用目的を申し出の審査に限定するお約束で提供いただいているところでございます。

以上の理由から、大変申し訳ないのですが開示を行うことはできませんので、恐縮ですけれどもご理解のほどお願いいたします。

○田畑会長

この統計関係法令の説明はいいのですか。

○西田賃金室長

はい。今、お配り申しました統計関連法令の抜粋等につきましては、私が申し上げました経済センサスとか、そういう基幹統計について、統計の利用制限とか、守秘義務とかいうものが書いてございますので、ご参考までにお配りしたというものでございます。

よろしく申し上げます。

○田畑会長

わかりました。今、各産業別最賃の適用事業所名簿については、今配ってあります統計表や調査由来の利用制限から、開示は困難であるという説明がありましたが、よろしいですか。

要するに、回答をもらうのに「オープンにはできないよ」ということをしないと、なかなか正直な回答が得られないと。一旦得られたものについて、どんどんオープンにするわけにはいかない、こういう話なのです。よろしいですか。

(質疑、意見なし)

○田畑会長

ありがとうございます。それでは、「個別最賃の改正に関する申出」について、事務局から説明をお願いします。

○平松室長補佐

それでは、産業別最低賃金の改正等につきまして、ご説明をいたします。

産業別最低賃金の改正につきましては、関係労使などから最低賃金法第15条1項に基づく改正等の申出を受けて審議に入っていただくという形になってございます。

ご承知のとおり、鹿児島県における産業別最低賃金は、電子部品・デバイス・電子回路、電気機械器具、情報通信機械器具製造業、それから、百貨店、総合スーパー最低賃金、自動車（新車）小売業最低賃金、この三つの業種について決定されておきまして、本年度におきましても、それぞれの業種に関する最低賃金の改正等の申出をそれぞれの労働団体からお受けしております。

申出の状況につきましては、お手元の本審資料6の（1）から6の（3）まで申出書をつけてございます。

電子部品・デバイス・電子回路、電気機械器具、情報通信機械器具製造業につきましては7月15日に、自動車（新車）小売業につきましては7月25日に、百貨店、総合スーパーにつきましては7月26日に、ご覧の労働団体から申出を受け付けております。

百貨店、総合スーパー最低賃金の適用労働者数等につきましては、今年3月15日付

け事務連絡をもって、平成24年経済センサスに基づきまして、17事業場、適用労働者数4,551名という通知をしておりましたが、平成26年商業統計調査の結果が昨年12月下旬に公表されており、これに基づきまして28年7月21日付け事務連絡をもって再通知を行っております。

再通知した適用労働者数につきましては、商業統計調査及びこれを補足する実態調査によりまして、12事業場、適用労働者数3,244人となりました。この再通知の文書は、資料ナンバー7の(1)ということで、本日おつけしてございます。

このため7月12日の第1回本審では、申出の期限は7月25日月曜日までとされておりましたが、再通知を直前に行った関係上、UAゼンセン鹿児島県支部長から、提出期限が若干おくれるという旨のご連絡がございまして、審議会会長のご了承を得た上で申出期限を1日延ばしてございます。

これら三つの申出書の内容を審査いたしました結果、それぞれの申出書の理由欄に記載されております使用される労働者数は、事務局がそれぞれの産業別に適用される基幹的労働者数を算定し、関係労働団体宛てに通知した労働者数そのとおりでございまして、労働協約適用の労働者数の割合は、電子部品・デバイス・電子回路、電気機械器具、情報通信機械器具製造業は45.57%、自動車(新車)小売業は37.82%、百貨店、総合スーパーは64.18%となっております。改正の申出の要件でございまして「産業別最低賃金の適用がある基幹的労働者数のうち、賃金の最低額に関する労働協約の適用を受ける基幹的労働者数がおおむね3分の1以上であること」という3分の1要件を満たしております。申出書として問題はないものと思われま。

なお、今回の資料の7の(2)に、第1回本審の資料6(3)の訂正をおつけしてございます。訂正箇所は文書の下から3行目、4、その他(1)で、鹿児島労働局の実態調査の結果の実施年を示す箇所が、訂正前は「(平成24年度)」と表記されてございました。これは、実際の通知文は「(平成27年度)」となっております。実際に通知を行った通知文から、この審議会用資料に転記をする際に、平成27年度に変更すべきところ、転記漏れを来してしまいまして、昨年度までの通知文の「(平成24年度)」が残ってしまう結果になったものでございます。

実際に、関係労働団体に送付した通知文はいずれも正しく平成27年度と記載されておりました。ここにおわびをして資料を訂正させていただきます。誠に申し訳ございませんでした。

以上で、産業別最低賃金の改正に関する申出書についての説明を終わります。

○田畑会長

ありがとうございました。産別最賃については、これまでどおり、電気機械器具等の製造業と自動車（新車）小売業、百貨店、総合スーパーからの改正の申出がされて、申出の要件は満たしているということだったんですけども、ただいまの説明についてご質問等はないですか。よろしいですか。これでとりあえず申出が出たということですから、要件を満たしているということです。

（質疑、意見なし）

○田畑会長

それでは、電気機械器具等製造業関係をはじめとする、三つの産別最賃の改正申出については、これで問題なしということでよろしいですか。

（質疑、意見なし）

○田畑会長

今度は産別最賃の審議に関する今後の大まかなスケジュールの説明をお願いします。

○平松室長補佐

それでは、産業別最低賃金に関する今後のスケジュールをご説明いたします。

本日、この後に江原労働局長より改正の必要性の有無についての調査審議をお願いするという旨の諮問をさせていただきます。

この諮問を受けまして、8月18日午後1時半から開催されます運営小委員会で、まず産業別最低賃金の改正の必要性に関する調査審議をしていただくこととなります。

運営小委員会におきましては、中央最低賃金審議会、産業別最低賃金制度全員協議会報告によれば、全会一致の議決に至るように努力するものとするとしておりまして、十分に審議を尽くしていただくために、今年度は複数回の日程を現在調整しているところでございます。

運営小委員会で結論に至りました場合は、その後に本審を開催いたしまして、運営小委員会から調査審議の必要性に関する報告を受けまして、答申をいただくこととなります。

例年の流れに当てはめると、運営小委員会の後、8月23日、または24日に開催予定の通称異議審と呼ばれる第4回本審において運営小委員会の報告を受けまして、答申をいただいております。

その後、本審において、産業別最低賃金改正の諮問をさせていただいた後、最低賃金専門部会の委員の公示をいたしまして、公示期間を経て専門部会を立ち上げて、調査審議をお願いしていくこととなります。

産業別最低賃金の発効につきましては、基本的には年内発効を目標としておりますことから、今年の産別最賃につきましても、9月中旬ぐらいから10月にかけて専門部会を開催していくことを考えておるところでございます。

前回の1回本審の際に、運営小委員会は8月18日午後1時半から開催するという日程だけは決定していただいておりますが、関係労働者の人数、選出方法などが決定しておりませんので、この後にご審議をお願いしたいと思います。

以上で、今後のスケジュールについての説明を終わります。

○田畑会長

ありがとうございます。今、産別最賃に関する今後の大まかなスケジュールの説明がりましたが、ご質問等はございませんか。

(質疑、意見なし)

○田畑会長

なければ、今ありました人数と選出方法等は後にしまして、4番目の議題「平成28年度産業別最低賃金改正の必要性の諮問について」、労働局長からお願いいたします。

(事務局は、諮問文(写)を配布した。)

○江原労働局長

それでは、諮問させていただきます。

鹿児島地方最低賃金審議会会長 田畑恒春殿

鹿児島労働局長 江原由明

鹿児島県電子部品・デバイス・電子回路、電気機械器具、情報通信機械器具製造業
最低賃金の改正決定の必要性の有無について（諮問）

平成28年7月15日付けをもって、申出代表者京セラ労働組合国分支部支部長、坂ノ上聡浩及び電機連合熊本地方協議会鹿児島懇談会代表日置正一から最低賃金法第15条第1項の規定に基づき、別添のとおり、鹿児島県電子部品・デバイス・電子回路、電気機械器具、情報通信機械器具製造業最低賃金の改正決定に関する申し出があったので、同法第21条の規定により、その必要性の有無について、貴会の意見を求めるということでございます。

また、鹿児島県自動車（新車）小売業最低賃金及び鹿児島県百貨店、総合スーパー最低賃金についても、その必要性の有無について諮問いたしますので、どうぞよろしくお願ひします。

以上、よろしくお願ひします。

○田畑会長

皆さんのお手元に写しがあると思うのですが、労働局長から産別最賃の改正の必要性の諮問を受けましたので、この次の5番目の議題であります「平成28年度運営小委員会に参加する関係労使について」審議したいと思いますけれども、これについての説明をお願いできますか。

○平松室長補佐

産別最賃につきましては、まず運営小委員会を開催して、改正の必要性の審議を行っていただくわけですが、この運営小委員会では関係労使、オブザーバーのご意見をお聞きしております。

まず、これまでの流れを簡単にご説明いたします。

本審の1回目の資料、インデックス、資料2の最後の中に、「中央最低賃金審議会産業別最低賃金制度全員協議会報告への対応について」の記の2の中で、「産業別最低賃金の必要性に関する調査審議は、鹿児島地方最低賃金審議会委員で構成する運営小委員

会に当該産業の関係労使をオブザーバーとして参加させて行う」と定められておりまして、また、運営小委員会運営要領3の2で、「関係労使の人数は同数とする」と定められております。平成15年度から関係労使が参加した運営小委員会が開催されてございます。

本日、委員にこの場でご審議いただきたい事項は三つございまして、一つ目は、関係労使を何名ずつにするのか。二つ目は、その関係労使の選任方法はどのようにするのか。三つ目は、いつまでに選任していただくのかという三つの事項でございます。

関係労使を何名ずつにするかについて、若干の経緯を申し上げますと、昨年度の第2回本審では、三つの産別最賃とも労使各1名ずつとして、いずれかの参加がなくても、例えば労側だけとか、あるいは使用者側だけとかいった場合でも、運営小委員会での結論は受け入れるということで、昨年は合意をいただいております。

これらを踏まえますと、今年も関係労使の人数を産業別最低賃金ごとに決めていただくとともに、関係労使は可能な範囲で参加をしていただき、万一、参加できなかった場合でも、運営小委員会での結論を受け入れて審議するとか、あるいは、その場合は受け入れないかについてもあらかじめお決めいただきましたら、今後の運営が非常にスムーズに行くかと思われまますので、どうぞよろしくお願ひ申し上げます。

選任方法についてでございますが、昨年度は、労側、使側の各団体からの推薦があり、関係労使の推薦手続は事務局宛てに、私どもに任意の様式で該当する産別の件名、関係労使の所属団体、または事業場名、職氏名、住所、電話番号などの連絡先を記載していただいたものをファクス等で推薦していただきましたが、本年度の同様のやり方でよろしいか、ご確認いただきたいと思ひます。

ただいま任意の様式と申し上げましたが、必要に応じまして、事務局で推薦様式をファクス、あるいはメール送信でお手元にお届けする予定にしております。

また、選任いただく時期につきましては、第1回本審でご承認いただきましたとおり、関係労使の推薦は8月10日水曜日までをお願いしたいと考えております。

なお、第1回本審において1回目の運営小委員会の開催日は8月18日午後1時半からの開催でご承認をいただいておりますが、再度ご確認をよろしくお願ひいたします。

○田畑会長

今、三つあったのですけれども、関係労使の選任について説明がありました。まず、

関係労使の人数をそれぞれ何名にするかということ、万が一、参加できなかった場合、片方ゼロ、片方1とか2というのもあり得るわけですから、その場合の運営小委員会の結論の取扱いをどうするかということ、選任方法をどうするかということ、あとは日程の確認ですね。

まず、推薦期限は8月10日まで、それと8月18日の午後1時30分から第1回の運営小委員会を開催するということですので、それらについて審議してほしいという提案がありましたので、順番に審議していきたいと思います。

まず、三つ決めなきゃならないことについてのご質問等はないですか。よろしいですか。順番にやっていきますけれども。

(質疑、意見なし)

○田畑会長

では、ないようですので順番に決めていきます。

関係労使の人数を産別に何名ずつにするか、それと先ほど言いましたように、可能な範囲で参加していただいて、万が一、参加できなくても、本審では運営小委員会の結論を受け入れて審議する、それとも受け入れないのかという点について、それぞれのご意見を伺いたいのですけれども、労側はどうですか。

○新内委員

これまでどおりでいいと思います。

○田畑会長

いいですか。使側はどうですか。

○田所委員

今までどおりというのは、どういう？

○田畑会長

要するに、それぞれ何名かを決めていただいて、もし推薦が見つからないという場合

には、それはそれで。こちらが例えば、1名でも2名でもいいのですけれども、2名にします。そして、労側は見つかったけれども、使側は見つからないと。その場合でも審議をした上で、その審議結果は本審に上げるということによろしいですかということなのです。よろしいですか。

○田所委員

はい。

○田畑会長

よろしいですよ。

では、オブザーバーの人数ですけれども、三つ産別があるわけですから、それぞれについて何名ずつがよろしいですか。何名でもいいと。上限はあるのですか。

○平松室長補佐

上限は特にございませんが、あまりにも、例えばこちらが4名でこちらが1名というのはちょっとあれですよ。できれば同数というのが。

○田畑会長

去年は1名ずつだと思っておりますけれども。

○田所委員

昨年まで、各部会に1名ずつだったですね。百貨店、総合スーパーについて、百貨店と総合スーパーは似ているようで全然違うので、お二人にしていきたい。

○田畑会長

2人。

○田所委員

あとは従来どおりで。

○田畑会長

百貨店，総合スーパーは2人と、それ以外は1人ずつということで、どうですか。

○新内委員

それはそれで別に構いません。

○田畑会長

別に2人だからといって、2人探す必要もない。

○新内委員

百貨店，総合スーパーについては、上限が2だと。そういう理解でいいですね。

○田畑会長

そういうことですね。

よろしいですか。よろしいですよ。

○大島委員

ちょっと済みません。「百貨店と総合スーパーと二つあるから、二つ」という話だったと思いますが、産業分類でいうところの「百貨店，総合スーパー」というくくりというのは、百貨店業界だからとか、スーパーだからというのではないと思うのですよね。で、もし分けて話をしたときに、ここはこうで、ここはこうという話にもならないと思いますので、「産業としたときには、上限は2」でいいのですが、それは別に論議するのではなく、このくくりの中でやるのだよという話。

○田畑会長

そういうことですね。

○大島委員

その捉え方でいいのです。

○田畑会長

産別は三つだから。それぞれ三つあるから、三つの中に上限、百貨店、総合スーパーは2名という、今の大島委員の考えで結構だと思いますけれども。

それでよろしいですね。わざわざ百貨店はこう、総合スーパーはこうという話ではないですね。

○田所委員

いえ、そんなことはいたしませんけれども。

○田畑会長

そういうことで、ご納得いただけましたか。よろしいですか。

○大島委員

「そういう産業のくくりの中でやるのですよね」ということだと、確認させていただきました。

○田畑会長

そうです。人数が2人ということですから。いいですね。

それでは、電気機械器具等製造業に関しては労使それぞれ1名ずつ、自動車（新車）小売業についても1名ずつ、百貨店、総合スーパー関係では上限2名で出していただくことになろうかと思います。

参加については可能な範囲で参加していただいて、万が一、労使それぞれのところで参加できなくても、本審では運営小委員会の結論を受け入れて審議することとします。それでよろしいですね。

(異議なし)

○田畑会長

では、続きまして、関係労使の選任の方法についてです。昨年同様、それぞれ労使各側から推薦していただくこととして、事務局宛てに昨年は任意の様式が？それとも、も

うあったのですかね。

○平松室長補佐

任意の様式でも結構ですが、それぞれ一応はこちらのほうで作りました様式をお渡し
ししたいと思います。

○田畑会長

わかりました。そのほうが見やすいでしょうし。関係労使の所属団体に職とか、氏名
とか、住所とか、電話番号等の連絡先を記載していただいたものをファクス等、ファク
スじゃないと無理ですよ。メールの添付でもいいのですかね。

○平松室長補佐

メールで、各委員宛てに、通常、日程調整をしていただくときに使うメールで、お名
前等を書いていただいてもいいんですが。

○田畑会長

それでもいいのですかね。それは公式文書ではないけど、いいの？

○平松室長補佐

あくまでも任意の様式のモデルをお示しするものです。

○田畑会長

そうなのだけれど、出す方法ですよ。出す方法が、メールに書いて出していいのか。
それともファクスなのか、どうなのかと。

○西田賃金室長

メールに添付していただいて、構いません。

○田畑会長

それでオーケーなの。

○西田賃金室長

はい。

○田畑会長

では、そういうことですので、それぞれにメールで添付されて送られてくるでしょうから、それに書き込んでいただいて、またメールに添付して送っていただくということで、よろしくお願いします。

最後に、推薦期限と運営小委員会の日程です。推薦期限は8月10日水曜日として、第1回の運営小委員会は8月18日午後1時30分からとなっていますが、結局8月10日までに推薦をもらうということは、その推薦をもらった方々には「8月18日の1時半からありますよ」ということを納得していただいた上で推薦をいただかないと、欠席となると何もならないから、そのつもりでお願いしたいのです。だから、推薦していただくオブザーバーの委員の方々には、この8月18日1時半からの日程の確保をぜひお願いして、出席していただきたいと。実のある議論をしたいと思いますので、よろしくお願いします。

それでは、6番目の議題の「最低賃金法第25条第5項に基づく公示による意見書の取り扱いについて」に入ります。これについての説明をお願いします。

○西田賃金室長

最低賃金法第25条第2項で、最低賃金審議会は、最低賃金の決定、または改正について調査審議を求められたときは、関係労使の意見の反映に特段の配慮を必要とし、関係労使を代表とする委員からなる専門部会を必ず設置しなければならないとなっておりますが、地域の関係労使の利害や意見が必ずしも一様でない場合もあるので、関係労使の意向を十分に反映して、慎重に最低賃金の決定を行うことができるよう、専門部会の設置とは別に関係労使の意見を聞くこととなっております。

この関係労使からの意見聴取につきましては、関係条文の一覧を用意しておりますので、資料9を見ていただきたいと思います。この資料の最低賃金法第25条第5項と第6項で意見聴取について規定されております。

25条6項に基づく意見聴取につきましては、7月12日の第1回本審におきまして、

専門部会における関係労使からの意見聴取を行う必要があるか否かにつきましてご審議いただいた結果、関係労使からの意見聴取は行わないという結論になったわけですが、最低賃金法第25条5項によると、「最低賃金審議会は、最低賃金の決定またはその改正もしくは廃止の決定について調査審議を行う場合においては、厚生労働省令で定めるところにより、関係労働者及び関係使用者の意見を聴くものとする」となっており、最低賃金法施行規則第11条第1項に基づいて、第1回本審の後に関係労使からの意見聴取の公示を行いましたところ、別添の資料8のとおり、鹿児島県労働組合総連合とコープかごしま労働組合から要請書と意見書が提出されております。

このうち3枚目の意見書の本文につきましては、最低賃金の改定に関する意見が書いてございますので、今後の最低賃金改正の審議の際の参考として活用していただきたいと思いますが、この3枚目の意見書の記1と3、1枚目と2枚目の要請書には、専門部会を公開していただきたい、意見陳述の機会を委員選出団体以外にも与えていただきたいとの要望が記載されております。

昨年度も意見聴取の公示を行いましたところ、同様の意見書が提出され、この中で専門部会の公開と意見陳述をさせてほしいという要望がありましたので、この取扱いをどうするか、昨年年第2回本審で検討いただいたところ、この取扱いは専門部会で審議し、決定することになりました。

専門部会で審議いただいた結果、専門部会の公開の要望については非公開、意見陳述については1名に限定して、10分以内で意見陳述を受けるという結論に達しまして、専門部会の中で10分間意見陳述を受けた経緯がございます。

今年もこの要望の取り扱いをどうするかについて、本審で判断をお願いしたいと思います。

以上で説明を終わります。

○田畑会長

ありがとうございます。今、説明がありましたけれども、意見聴取の公示を行ったところ、8にありますように、鹿児島県労働組合総連合とコープかごしま労働組合から要請書が出されて、専門部会を公開してくれという要望と、意見陳述の機会を与えてという要望について、取扱いをどうするかということについて、今、審議してほしいという提案が出されましたので、これを順番に審議していきたいと思います。

この要請書の下のほうに書いてありますとおり、まず専門部会の公開についてです。これは先ほどの資料9を見ていただくと、第6条で、「会議は原則として非公開」ということになっているのですけれども、運営規程第9条では、「運営規定の改廃は、専門部会の議決で行う」となっていることから、専門部会を非公開にするか否かは専門部会の専決事項と思われるのですけれども、専門部会で審議して決定したほうがよいという結論となった記録はあるわけですね。

今年は、この専門部会をどうするのかについて、今2点あるわけです。専門部会を公開するかどうかと意見陳述の要望なのですが、これについてのご意見等がありますか。

○新内委員

運営規則でいくと、やはり公開するか、非公開かというのは専門部会で決めないと、この場では決められないだろうと思っています。

意見陳述の場を与えるとか、与えないとかについては、去年も、おととしもだったように記憶していますがけれども、意見陳述を1名に限って認めておりますので、そこは構わないのではないかと思います。

○田畑会長

でも、第1回の専門部会で公開するかどうかを決めるということは、第1回の専門部会は公開の対象じゃないということだね、結局。

○新内委員

そうですね。

○田畑会長

規定でいくと、第1回で決めて、決めた時点から公開ということになるのですかね。公開となれば。

○田畑会長

それはまた専門部会で決めるということで。

あと、私自身も例年同様、第1回の専門部会で審議をして決定するべきかなと思います。

すね。

よろしいでしょうかね。その件に関しては。

○石塚委員

結局、仮に公開すると、規定の改定になるわけですよ。

○平松室長補佐

そうですね。

○石塚委員

それをやらなければいけないということ。

○田畑会長

規定の改定はここでやらないといけないですよ。

○新内委員

改廃は専門部会の議決でとっていますが、専門部会で。

○田畑会長

では、専門部会で。

○石塚委員

だから、まず規定の改定をやらないと、それができないと。手続はそうなのですかね。

○田畑会長

原則非公開。

○石塚委員

第6条の。

○田畑会長

第6条は「原則非公開」だから。「原則」というのはどういうことか。「例外はあり」ということですよ。

だから、改廃を求めるのかという話ですよ。別に、変えなくたって「原則」だから。「原則」ということは例外があるわけだから、公開はあるということですよ。どうするか。

○石塚委員

変えなくてもいいわけですよ。

○田畑会長

変えなくても、僕はできるのではないかなと思うのですが。それはこの場で決めるのではないのだけ。

要するに、「会議は非公開」となっていれば変えなきゃいけないけど、「原則非公開」となっているから、別に変える必要はなくて、そのときに皆さんで話していただきましようかね。ということで、よろしいですか。

(異議なし)

○田畑会長

ということで、公開するかどうかは、第1回の専門部会で審議していただくということですよ。

そういうことで決定して、あとは意見陳述の要望についてです。これは個人の考えというのではないけれども、いろいろな人の意見を聞くというのは悪いことではないと思っています。ですから、先ほどの最賃法の施行規則第11条2項でも「最低賃金審議会は意見書によるほか、当該意見書を提出した者、その他の関係労働者及び関係使用者のうち、適当と認める者をその会議に出席させる等により、意見をきくものとする」という説明があるので、意見書のほかにさらに意見陳述まで求める必要があるかどうかということになるかと思えます。

去年も、おととしもそうかな、意見陳述を求めることになれば、意見陳述を行っても

らう場合は、当然、専門部会でないと意味がない。この本審での意見陳述では意味ないわけだから、これについては専門部会でやるということについての意見はよろしいですかね。当然、その前提で話をしているわけだから、この場に来てもらって、本審でもらっても意味がないわけで。

昨年もあったわけですから、具体的な県最賃の改正を行うのは専門部会なので、意見陳述を求めるか否かとか、何回目の専門部会で行ってもらおうとか、陳述の人数とか、時間とかいうのは、専門部会で決めてもらったほうがいいという結論になって、専門部会にこれはもう決めてくださいということにしたのですけれども、それでよろしいですか。

(異議なし)

○田畑会長

それでは、意見陳述の要望の取扱いについても、第1回目の専門部会で決定すると。ですから、公開かどうかということと、意見陳述云々ということについても、第1回目の専門部会で審議することに決定します。この場では決めないということによろしいですかね。

(異議なし)

○田畑会長

では、最後に、議題7の「その他」になりますが、皆さん、労使の方々、審議してもらいたい事項とかはございませんか。

(質疑、意見なし)

○田畑会長

なければ、事務局のほうから。

○平松室長補佐

前回の第1回本審におきまして、第3回本審の開始時刻については、1回本審では、

漠然と「夕刻」となっておりましたが、調整後にご報告させていただくことになっておりましたので、ご報告いたします。

既に、日程調整後もメール等でご案内したところでございますが、今お配りした日程案をごらんいただきたいと思います。

8月5日の第3回専門部会で結審に至った場合には、第3回本審は同日午後5時30分からの開催、8月8日の第4回専門部会で結審した場合には、第3回本審は専門部会に、午後、引き続きという形で、同日午前11時30分からの開催とさせていただきます。

なお、8月5日に本審を開催する場合には、5日の午前の専門部会終了後に私ども事務局のほうから各委員に宛てまして、本審のみの委員の方に電話連絡をさせていただきますので、午後5時30分前にはお越しいただきたいと思います。

8月5日に専門部会が結審に至らず、5日には本審を開催しないという場合には、電話連絡等いたしませんので、その場合には、8月8日午前11時30分頃から専門部会終了後、本審開催という予定になってございます。

8月8日は専門部会終了後に専門部会から本審へ若干この会場を整えさせていただきます。その後に本審となりますので、審議の進行によりましては、多少お待ちいただくこともあるかと思っております。どうぞご了解いただきたいと思います。

以上でございます。

○田畑会長

今、提案されました第3回本審の開始時刻なのですけれども、8月5日の第3回専門部会で結審した場合は、第3回の本審を8月5日金曜日の午後5時半からとすると。ややこしいのですが、要するに8月5日に結審した場合は8月5日の午後5時半。8月8日で結審した場合は、8月8日の11時半からということになります。だから、いつ決まるかは、労使双方のご協力によるのですけれども、第3回で終わるか、4回で終わるか、もしかしたら、もっと話をしたいのかということもありましようから、ぜひご協力いただいて、納得できる結論が出ればいいかなと思っております。

いずれにしましても、8月5日と8月8日はとりあえず日程を押さえておいていただくということですね。

それでは、日程の確保をお願いしたところで、今後は第1回から第4回までの専門部

会まで日程が組まれておりまして、専門部会報告の結果のとおりとするかどうか、再度本審で審議することになりますので、よろしく申し上げます。

ほかに労、使ともに何か審議したいことはございませんか。

(質疑、意見なし)

○田畑会長

よろしいですか。

(異議なし)

○田畑会長

無いようですので、これをもちまして、本日の審議会は終わります。

本審開催の通知文があるのですかね。

○平松室長補佐

済みません。配らせていただきます。

(事務局は、開催通知を配布した。)

○田畑会長

これは両方書いてあるの？

○平松室長補佐

こちらのほうには、第1回専門部会の開催通知と、第3回の開催通知が二者択一という
ことで両方記載してございます。ご了解をいただきたいと思います。

○田畑会長

ということで、そういうことが書いてあるわけですから、後でごらんになっていただくということですね。

これでもう終わるのですけれども、最後に議事録署名者の指名をしますが、新内委員と田所委員。労側は新内委員、使側は田所委員をお願いいたします。

これでもって、今日の本審を終わります。

ありがとうございました。

議事録署名

会 長

労働者代表委員

使用者代表委員
